

○日本育英会支部規程

昭和19年4月20日

達第2号

改正 昭和50年6月9日達第644号

日本育英会支部規程

第1条 この規程は、日本育英会職制の規定に基づき、支部に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 支部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 奨学生の推薦、選考および補導に関すること
- (2) 奨学金の送付に関すること
- (3) 奨学金の返還に関すること
- (4) その他本会の目的達成に必要な業務に関すること

第3条 支部は、その名称に都道府県名を冠し、その事務所を都道府県教育委員会事務局内に置く。

第4条 支部に役員として、支部長、幹事長および幹事を置く。

- 2 前項のほか必要に応じ副支部長および参与を置くことができる。

第5条 支部長および副支部長は、会長がこれを委嘱する。

- 2 幹事長、幹事および参与は、支部長がこれを委嘱する。

第6条 支部長は、支部を統轄する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事長および幹事は、上司の命を受け事務を処理する。
- 4 参与は、重要な事項につき支部長の諮問に応じ、また意見を述べる。

第7条 支部長の諮問に応じ、奨学生の推薦・選考に関する事項を審議するため、支部に選考委員会を置く。

- 2 選考委員会の委員は、15人以内とし、支部長がこれを委嘱する。
- 3 前項のほか選考委員会に関して必要な事項は、支部長がこれを定める。

第8条 支部には必要な職員を置き、支部長がこれを任命する。

- 2 支部に事務長および主任を置くことができる。事務長および主任は、職員の中から支部長が命ずる。
- 3 事務長および主任は上司の命を受けて事務を処理する。
- 4 職員の服務並びに給与に関する事項は別に定める。

附 則 (省略)